

## 定款変更の件

組織名称変更、役員選任制度導入、「CO・OP 学生総合共済」の受託共済事業開始に伴う関連条文変更、行政検査での助言による変更及び誤字の修正のため、定款を改正します。

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ 定款改正対比表

改正後	改正前	改正理由
生活協同組合パルシステム神奈川 定款	生活協同組合パルシステム神奈川ゆめ コープ 定款	組織名称変更に伴う変更
(名称) 第2条 この組合は、 <u>生活協同組合パルシステム神奈川</u> という。	(名称) 第2条 この組合は、生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープという。	組織名称変更に伴う変更
(役員を選任) 第19条 役員は、 <u>役員選任規約</u> の定めるところにより、総代会において選任する。 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。 3 <u>理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</u>	(役員を選挙) 第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。 3 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。	役員選任制度導入に伴う変更
(役員を補充) 第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、 <u>役員選任規約</u> の定めるところにより、3か月以内に補充しなければならない。	(役員を補充) 第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3か月以内に補充しなければならない。	役員選任制度導入に伴う変更
(役員任期) 第21条 理事及び監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、 <u>再任を妨げない。</u> 【省略】	(役員任期) 第21条 理事及び監事の任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。 【省略】	役員選任制度導入に伴う変更

<p>(役員の解任)</p> <p>第 25 条 総代は、総総代の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係わる役員は、その職を失う。</p> <p>【中略】</p> <p>4 第 1 項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から 20 日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又は理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。</p>	<p>(役員の解任)</p> <p>第 25 条 総代は、総総代の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係わる役員は、その職を失う。</p> <p>【中略】</p> <p>4 第 1 項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から 20 日以内に臨時総代会を召集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又は理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。</p>	<p>誤字の修正</p>
<p>(理事会招集手続き)</p> <p>第 31 条 理事会の招集は、その理事会の日の 1 週間前までに、理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この時期を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、<u>招集</u>の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p>(理事会招集手続き)</p> <p>第 31 条 理事会の招集は、その理事会の日の 1 週間前までに、理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この時期を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、<u>召集</u>の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p>誤字の修正</p>
<p>(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)</p> <p>第 63 条 総代は、第 54 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>3 第 1 項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第 54 条 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第 68 条及び第 19 条第 1 項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)</p> <p>第 63 条 総代は、第 54 条第 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>3 第 1 項の規定により書面をもって議決権又は<u>選挙権</u>を行う者は、第 54 条 4 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は<u>選挙しようとする役員の氏名</u>を書面に明示して、第 68 条及び第 19 条第 1 項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>役員選任制度導入に伴う変更</p>
<p>第 70 条 第 3 条第 1 号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、</p>	<p>第 70 条 第 3 条第 1 号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、</p>	<p>行政検査での助言</p>

<p>衣料品、酒、家庭雑貨、化粧品、燃料、医薬品、その他組合員の生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、託児施設、文化施設、食堂施設、喫茶施設とする。</p> <p>【中略】</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業（以下、「共済事業」という。）は、以下に掲げるものとする。</p> <p>（1）日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、子ども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、<u>学生総合共済事業等の業務の一部を受託する受託共済事業</u></p> <p>【中略】</p> <p>（4）<u>全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業の一部を受託する受託共済事業。</u></p> <p>【省略】</p>	<p>衣料品、酒、家庭雑貨、化粧品、燃料、医薬品、その他組合員の生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類は、託児施設、<u>理容施設、美容施設</u>、文化施設、食堂施設、喫茶施設とする。</p> <p>【中略】</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業（以下、「共済事業」という。）は、以下に掲げるものとする。</p> <p>（1）日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、子ども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業等の業務の一部を受託する受託共済事業</p> <p>【中略】</p> <p>【追記】</p> <p>【省略】</p>	<p>による変更</p> <p>CO・OP 学生総合共済」の受託共済事業開始に伴う変更</p>
<p><u>附則</u> <u>（施行期日）</u> 1 この定款は、行政官庁の認可の日より施行する。</p>	<p>【追記】</p>	<p>附則の追加</p>

組織名称変更に伴う、規約・規則の字句の訂正等は、理事会並びに監事会にご一任願います。

また、行政機関への届出の際、訂正を求められた場合、議決の本旨を変えない字句の訂正等は理事会に一任願います。